

U7000UJC181(登録局)登録手続きについて

手順1

登録局には個別登録と包括登録があります。

どちらで申請するかを決めてください。

○個別登録

- ・1台で使用する場合に申請します。
- ・1回の申請手続きで完了します。
- ・申請から約15日位で使用できます

○包括登録

- ・2台以上で使用する場合に申請します。
- ・2回の申請手続き(①包括申請→登録状発給→②開設届申請)を行います。
- ・申請から約15日位で使用できます。
- ・新たに開局(増設)が発生した場合、開設届のみで手続きが完了します。

手順2

手続き前の確認事項です。

○申請者が任意団体の場合、団体の規約及び代表者を確認できる資料(名簿等)の添付が必要です。

○申請者が学校法人や行政法人などの場合、学長や理事長名での提出となります。

○電波利用料の納入告知書関連で以下を希望される場合は「納入告知書変更届」を一緒に提出してください。

①送付先を本社以外の住所にしたい。

②あて先に部署名の併記を希望。

○国の関係機関の場合、登録申請料が免除されることがあります。

管轄する総合通信局へお尋ねください。

○包括登録申請は原則として、一法人に対して一包括登録となります。

他部署などで既に包括登録済みでしたら共有してください。

諸事情で新たに包括登録申請が必要な場合は管轄する総合通信局へご相談ください。

○レンタルする場合は「無線局の運用の特例に係る届出書」の提出が必要です。

※電波利用料の納入告知書は申請者に届きます。レンタル先には変更できません。

○電子申請については、下記の電子申請・届け出システムをご覧ください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

手順3

申請前に準備するものです。

○申請料(申請料)

収入印紙をご用意ください。(書面申請)

・個別登録: 2, 300円

・包括登録: 2, 900円

※電子申請の場合、下記の電子申請・届け出システムをご覧ください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

○登録状返信用封筒

切手を貼った角2封筒を申請書と一緒に送ってください。

※必ず、返信先住所(担当者名)記載してください。

手順4

申請者が管轄する総合通信局を確認します。

下記の URL より管轄する総合通信局を確認してください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/commtab1/index.htm>

※包括登録申請は本社所在地、開設届書は無線機常置場所住所が管轄地域となります。

手順5

各総合通信局の担当部署名と電話番号です。

宛名に部署名と「〇〇登録申請書在中」と併記してください。

また、手順2で確認事項がありましたら担当部署へ連絡してください。

通信局名	部署名	電話番号(担当部署)
北海道総合通信局	無線通信部陸上課	011-709-2311(内線 4656)
東北総合通信局	無線通信部陸上課	022-221-0669
関東総合通信局	無線通信部陸上三課	03-6238-1785
信越総合通信局	無線通信部陸上課	026-234-9988
北陸総合通信局	陸上課	076-233-4482
東海総合通信局	無線通信部陸上課	052-971- 9623
近畿総合通信局	無線通信部陸上三課	06-6942- 8562
中国総合通信局	無線通信部陸上課	082-222- 3370
四国総合通信局	無線通信部陸上課	089-936-5066
九州総合通信局	無線通信部陸上課	096-326-7863
沖縄総合通信事務所	無線通信課陸上担当	098-865-2306

手順6

各申請書をダウンロードします。

方法は2つあります。

個別登録申請書か包括登録申請書どちらかをダウンロードしてください。

①総務省ホームページからダウンロード。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/download/registry/index.htm>

こちらは全国共通版です

②各総合通信局からダウンロード。

下記のキーワードで検索してください。

キーワード:該当する地域の「△○×総合通信局包括登録申請書」で検索。

独自で申請書や詳細な記入例を作られている通信局もございます。

【注意事項】

納入告知書変更届や無線局の運用の特例に係る届出書のダウンロードは下記のキーワードで検索してください。記入は通信局の記入例を参考にしてください。

キーワード:登録申請納入告知書変更届

※1 登録番号と登録年月日は空白で構いません。※2 登録申請書と一緒に提出して下さい。

キーワード:登録申請無線局の運用の特例に係る届出書

手順7

申請書を作成します。

①弊社、ホームページよりU7000UJC181 個別または包括登録申請書記入例をダウンロード。

②上記の記入例を参考に通信局からダウンロードした申請書で作成してください。

【記入例の注意事項】

- ・赤文字箇所が必要な事項(お客様情報)をご記入ください。
- ・青文字箇所はU7000181 用の固定情報ですのでそのまま記入ください。
- ・申請書に代理人箇所がある場合は不要なので削除してください。

【包括登録申請での注意点】

申請者住所(本社住所)と無線機の使用場所が異なる場合。(営業所や工場などで使用の場合)例)本社住所が東京都。使用場所が仙台市の場合。

- ・包括登録申請＝関東総合通信局に提出
- ・開設届書＝東北総合通信局に提出

上記の様に異なる場合は、無線機の常置場所(使用場所)が管轄する総合通信局提出します。

手順8

投函前に追加書類や添付書類の入れ忘れが無いかご確認ください。

※登録状返信封筒もお忘れなく。